

総務教育常任委員会概要記録

記録者 主査 佐藤 将

1. 会議の日時

令和4年5月18日(水) 開会 午後12時55分
閉会 午後 1時43分

2. 会議の場所

市役所3階 第1会議室

3. 審査事項

- (1) 議案第 1号 「気仙沼市市税条例等の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて
- (2) 議案第 2号 「気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて
- (3) 議案第 6号 旧気仙沼市立病院解体工事請負契約の締結について
- (4) 議案第 8号 気仙沼市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (5) 議案第 9号 気仙沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- (6) 議案第 7号 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (7) 議案第10号 気仙沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

その他

4. 出席者

総務教育常任委員会

委員長	菅原雄治
副委員長	及川善賢
委員	今川悟
委員	白川雄二
委員	村上佳市
委員	熊谷雅裕
委員	佐藤健治
委員	千葉慶人

欠席委員 なし

当 局

総務部長	池田修
同 総務課長	梅内撰
同 課長補佐兼行政係長	熊谷憲久
同 人事課長	藤村克郎
同 課長補佐兼給与厚生係長	村上学
同 主幹兼人事研修係長	西城寿光
同 主査	熊谷直毅
同 財政課長	小松憲之
同 主幹兼管理契約係長	木村臣志
同 財産管理課長	伊東秋広
同 課長補佐	阿部正行
同 技術補佐兼新庁舎建設係長	鈴木貴文
同 技術主幹兼営繕係長	熊谷英敏
同 技術主幹	吉田華菜
同 技術主幹	荒津内文恵
同 技術主査	熊谷晃
同 税務課長	佐藤裕司

同 課長補佐兼固定資産係長

金 野 和 成

同 主幹兼市民税係長

大 内 淳

議会事務局

主査

佐 藤 将

7. 会議の経過

午後12時55分 開会

◎委員長（菅原雄治君） ただいまの出席委員数は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。本日の欠席届出委員及び遅参届出委員はございません。以上のとおりでありますので御報告いたします。

次に、報道機関から写真撮影等の申出があった場合は、委員長はこれを許可しますので御報告いたします。

今議会において当委員会に付託された議案は、議案第1号「気仙沼市市税条例等の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて、議案第2号「気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて、議案第6号旧気仙沼市立病院解体工事請負契約の締結について、議案第7号 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号 気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号 気仙沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第10号 気仙沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての議案7件であります。

お諮りいたします。

審査は配付の次第の順で行ってまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認め、審査の順番はそうようにいたします。

審査事項

- （1）「気仙沼市市税条例等の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて

◎委員長（菅原雄治君） 議案第1号 「気仙沼市市税条例等の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

なお、本日の委員会にあたり、説明のため、関係職員が出席しておりますので、御報告いたします。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願い

いたします。総務部長、池田 修君。

◎**総務部長（池田 修君）** それでは、議案書の4ページをお開き願います。（「座ったままでよろしいです」の声あり）

議案第1号 「気仙沼市市税条例等の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。本案は、税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、気仙沼市市税条例等の一部を同日付で改正したものであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めます。5ページは専決処分書であります。6ページから12ページまでが改正文であります。13ページから27ペ

ージが市新旧対照表でそれぞれ下線部分が改正点であります。なお、本条例の改正内容につきましては本会議で説明しておりますので割愛させていただきます。

議案書の10ページにお戻り願います。附則でございます。第1条は施行期日についてであります。この条例は令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。第2条から12ページの第4条まではそれぞれの税額に関する経過措置であります。

説明は以上でありますので、よろしくお願いたします。

◎**委員長（菅原雄治君）** これより質疑に入ります。及川委員。

◎**及川善賢委員** 議場でも質問ありましたけれども、税務課長に詳しく説明をしていただきました。

固定資産税とか気仙沼市の土地の上昇率とか、もう一回改めて本市の影響、6億2,000万とかいろいろ数字あったけれども、もう一回整理して市に対する影響を教えてください。

◎**委員長（菅原雄治君）** 税務課長、佐藤裕司君。

◎**税務課長（佐藤裕司君）** 先ほど申し上げた内容とだぶりますけれども、改めまして今回の改正の本市の影響の部分でございます。対象となりますのが商業用地等ということで、住宅以外の家屋が建っている土地や更地に対してであります。これが約1万3,000筆ありまして、そのうち附帯調整措置の対象が約4,500筆ございます。この土地に対しましての今年度の課税標準額等の増加を2.5%としておりまして、その増加分を含めた固定資産税の額が約6億2,400万円となっております。仮に増加分を5%とした場合の固定資産税額の税額が約6億3,600万円でございます。この差額として約1,200万円ということになっております。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） よろしいですか。（「いいです」の声あり）そのほか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これにて討論を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。本案は原案のどおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり承認すべきものと決しました。

(2) 議案第 2号 「気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて

◎委員長（菅原雄治君） 次に、議案第2号「気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。当局の補足説明を求めます。総務部長、池田 修君。

◎総務部長（池田 修君） それでは議案書28ページをお開き願います。

議案第2号「気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。本案は税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、気仙沼市都市計画税条例の一部を同日付で改正したものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。29ページは専決処分書であります。30ページは改正文であります。31ページが新旧対象表であります。新旧対照表の下線分が改正点であります。なお、改正内容につきましては本会議で説明しておりますので割愛させていただきます。

30ページをお開きいただきます。附則でございます。第1項は施行期日でこの条例は令和4年4月1日から施行するものであります。第2項は経過措置であります。

説明は以上のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これにて討論を終結いたします。

議案第2号について採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(菅原雄治君) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり承認すべきものと決しました。

当局職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午後 1時04分 休憩

午後 1時04分 再開

◎委員長(菅原雄治君) 再開いたします。

(3) 議案第6号 旧気仙沼市立病院解体工事請負契約の締結について

◎委員長(菅原雄治君) 続きまして、議案第6号 旧気仙沼市立病院解体工事請負契約の締結についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。総務部長、池田 修君。

◎総務部長(池田 修君) それでは議案書の40ページを御覧願います。

議案第6号 旧気仙沼市立病院解体工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。41ページを御覧願います。1 工事名は旧気仙沼市立病院解体工事であります。2 工事場所は気仙沼市田中184番地外であります。3 請負金額は15億2,350万円であります。4 受注者は宮城県仙台市青葉区大町二丁目8番33号西松建設・丸本建設特定建設工事共同企業体代表者、西松建設株式会社北日本支社執行役員支社長、濱崎伸介氏で、先月19日、特定建設工事共同企業体を対象とする制限付き一般競争入札により決定したものであります。5 仮契約年月日は令和4年4月25日であります。なお、入札参加条件及び工事の概要につきましては本会議で説明済みでありますので、割愛させていただきます。43ページを御覧願います。資料(2) 旧気仙沼市立病院の位置図であり、太線で囲んだ箇所が施工箇所であります。44ページは資料(3) 旧気仙沼市立病院の配置図であり、それぞれ解体撤去の対象施設を示しております。別冊の議案説明資料は6ページから7ページとなっております。説明資料(1) は工事請負仮契約書の写し、説明資料の(2) は入札調書であります。

説明は以上でありますのでよろしく願いいたします。

◎委員長(菅原雄治君) これより、質疑に入ります。(「議事進行」の声あり) 議事進行、今川委員。

◎**今川 悟委員** 今後のためにお願いしておきたいんですけれども、本会議場で読み上げた部分は省略してもらって、それ以外のは委員会で説明してもらおうという仕組みで進めていただきたいと思うのですが。最初の工事内容とか工事名とか読み上げたので、それはもう省略していいのではないかと。

◎**委員長（菅原雄治君）** そこまで省略、産業建設はそうやってきたんですね。もう説明受けたので、今後また検討させてもらいます。

質疑に入ります。今川委員。

◎**今川 悟委員** 何点か確認します。本会議でもありましたとおり、入札結果をホームページで公表する際に予定価格と最低制限価格を載せるというのは今までずっとそうやっていたのかもしれませんが、どうしてそうやってきたのか理由を伺いたいですけれども。

◎**委員長（菅原雄治君）** 主幹兼管理契約係長、木村臣志君。

◎**主幹兼管理契約係長（木村臣志君）** お答えいたします。

入札結果の公表ですけれども、契約締結後に公表することというのを市の規定で定めております。というのは契約締結前に公表してしまうと、仮に契約しなかった場合、再入札等になってしまいますので、あくまでも締結後に予定価格、最低価格を公表するというのが今までの市の規定上定めているところでございます。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎**今川 悟委員** あと今回解体工事費が決まったということで、新庁舎建設全体のことで伺いたいですけれども、一番最初は5億円程度を見込んで今回だいぶ膨らんで、それを縮小して今回の金額になったと思うんですが、だいぶ全体の工事費に影響してきているのではないかと。その見通し、建設費に係る部分の今まで出た財源等で吸収できるのではないかと思いますので、その辺を整理して説明をお願いします。

◎**委員長（菅原雄治君）** 財産管理課長、伊東秋広君。

◎**財産管理課長（伊東秋広君）** 解体工事費等の増加を見込むところについては、昨年11月の特別委員会のほうで中身を説明してお話しているところでございます。それから基本計画のほうをお作りいただいたとことまでございましたけれども、ここの中でも財源等については充てていくことで総額で対象事業費が83億8300万というところを出させていただいておりますが、その際には建築面積を基本計画は基本構想から減らして出しておりますし、あと費用についても解体工事費の中のアスベストと対策費については別途計上というようなこともお話しておりますので、我々としては今のところは予定どおりというか、この不透明だった部分は明らかにしていってさらに精

査した上で御説明していくというような考えでございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 その11月の説明のときに今回新たに見積もられた解体費が膨らんでいるので、造成及び庁舎の配置の今後設計の中で事業縮減に努めていくんだという説明がありましたが、そうすると今のところに止まっているんですね。具体的に解体費が確定したことによって、より精度の高い何か、縮減とかの目標ができたりということではないんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 財産管理課長、伊東秋広君。

◎財産管理課長（伊東秋広君） 今実際設計業務に基本設計、実施設計入ってきているところがございますので、そういった中でまだ何も示されているものがないというところでのお話ということになりますので、その段階を追っていった上で今回の解体費以外の金額と、その設計費の以外を見ながら縮減できる部分については縮減していくということで考えております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 今回の入札は価格だけの部分で特に技術点数があったわけではないけど、やはり今後の進め方として解体業者が決まれば説明会に入りますということだったんですが、その解体工事の説明と一緒に新庁舎も今回設計案も含めての説明になっていくかと思うんですが、今後の進め方と日程で今決まっている部分がありましたら説明お願いします。

◎委員長（菅原雄治君） 財産管理課長、伊東秋広君。

◎財産管理課長（伊東秋広君） プロポーザルの結果については、前回の特別委員会のほうで結果のほうを説明させていただいたところでございます。

それから解体工事につきましては、今回議決でお認めいただければ解体業者のほうと現場の事前調査から入りまして、あとは周辺工区に与える影響等を調査する家屋調査。それから工事工程のステップ等を詰めていただいて2か月ぐらいは今からかかっていくということになりますので、その間には周辺自治会との説明等を含めてやっていきまして、実際に仮設も含めて入っていくのは9月過くらいかということで見込んでおります。その中でまず事前説明については、地元のほうに工事が入る前に当然御説明していきたい。そういったところも含めて議会のほうには特別委員会もこれから委員会になると思いますけれども、委員会を作るかどうかも含めて機会を間違えないようにして説明していきたいと思っています。ただ、この8月9月までの間に基本設計、実施設計がどこまで進むかという、多分それほど御説明できる内容のところまで進むと思っていないんですけれども、いずれ御説明はできるタイミングで漏らさず御説明はしていきたいと考えております。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 説明というのは議会に対する説明じゃなく市民のほうでのイメージだったんですけども、今のお話だとこれからは2か月ぐらい準備にかかる。6月頃から実際現場が動き出すということなんですけど、この解体工事の説明とこの間できた設計業者ができましたという説明、設計業者が立てた提案と説明というのも、この解体工事が決まった中でやっていきたいというのが前回の話だったと思うんですけど、その辺はどのようにこれから進めていくのでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 財産管理課長、伊東秋広君。

◎財産管理課長（伊東秋広君） まず説明にあたって庁舎の中の配置とか機能とか、そういったことについて、一旦説明をする前段として我々としての庁内の持つべき機能とかを提案内容に沿ったものということで庁内で検討会を作ろうと今考えております。その中でワーキングをイメージしているんですけども、ワーキングか拾い上げていってどういった機能、どういった配置ということはある程度煮詰めて、そして市民の方に説明し得る状況を作った上で説明をする。そしてその中で市民からこういったお話があります、要望がありますということについてはまた別の機会を設けるかもしれませんが、大枠のところは通っていきながら進めていきたいと考えております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 そうしますと今回のこの解体工事の説明会と別な形で新庁舎の設計に入ってきますという説明は別な形でいくということによろしいよろしいですか。

◎委員長（菅原雄治君） 財産管理課長、伊東秋広君。

◎財産管理課長（伊東秋広君） おっしゃるとおりでございます。別で考えてございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 心配なんですけれども、地元の方々、特に条南一帯の方々は今まで説明会らしい説明会はしないで、それは解体が決まってからだみたいな説明は今まであったような気がするんですけど、解体工事の説明をする中でやはり新庁舎に対する関心が高いと思うんですけども、そこを分けてというのはイメージしていなかったんですけど、そこは解体工事の業者が決まったときに一緒に新庁舎の進め方も説明するみたいなことを思っていたんですけども、そこはちょっとずれていないですか。

◎委員長（菅原雄治君） 財産管理課長、伊東秋広君。

◎財産管理課長（伊東秋広君） 市政懇談会等において、ある程度資料をその時々を用いる資料を持って資料としてつけさせていただいております。今回工事の部分に関しては、特に周辺住民、条南地区の部分に関するところに影響が大きいというところで、対象の主となるのは条南地

区の方々と考えております。

それから、新庁舎ということで行政庁舎でございますので、そこは地区の方も当然重要でございますけれども、全市的な見地からのお話ということになると思いますので、そこは説明のタイミングも含めて適切な時期にやっていきたいと考えます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 地元と相談しながら進めてほしいです。

最後に1点だけ確認なんですけれども今回プロポーザルじゃないということで、この解体の企業体については特に地元貢献とかそういうものはなしで淡々と工事を進めていくということなんでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 財産管理課長、伊東秋広君。

◎財産管理課長（伊東秋広君） 今回地元貢献という意味で申し上げますと、JVを組んで地元業者を入れるというところでまず1つ出しております。事業も大きいところですから、受託も含めて地元の入っているところが大きいと思いますので、特にそこについて地元貢献を大きくうたうところではなくて構成団体の中でそこは入れていると考えています。

◎委員長（菅原雄治君） ほかに。（「ありません」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これにて討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。本案は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は同意すべきものと決しました。

当局職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午後 1時20分 休憩

午後 1時22分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

（4）議案第8号 気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎委員長（菅原雄治君） 続きまして、議案第8号 気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及

び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。総務部長、池田 修君。

◎**総務部長（池田 修君）** それでは、議案第8号 気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、本会議で説明した内容のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

◎**委員長（菅原雄治君）** これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これにて討論を終結いたします。

議案第8号について採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎**委員長（菅原雄治君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

当局職員の退出のため、暫時休憩いたします。

午後 1時24分 休 憩

午後 1時24分 再 開

◎**委員長（菅原雄治君）** 再開いたします。

（5）議案第9号 気仙沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

◎**委員長（菅原雄治君）** 続きまして、（5）議案第9号 気仙沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。総務部長、池田 修君。

◎**総務部長（池田 修君）** それでは、議案第9号 気仙沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、本会議で説明した内容のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

◎**委員長（菅原雄治君）** これより質疑に入ります。今川委員。

◎**今川 悟委員** その2年分の人事院勧告をもうちょっと分かりやすく説明してほしいんですけども。令和3年度分でこうで、令和4年分でこうでというのをもう少し分かりやすく説明してほしいんです。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） お答えいたします。

通常ですと令和3年8月の人員院勧告に基づいて令和3年12月期で期末手当は引き下げをすることを踏まえてございましたが、国からコロナ禍でのいろいろな状況下のもとでの経済対策などを踏まえてといったことで、国のほうでも令和4年6月の期末手当から減額するとなったものでございまして、地方公務員についても国家公務員の取扱いを基本にして対応するようといった経過で、昨年11月ということも準備はしておったんですが、国の要請を踏まえて今回の御提案になったといったこととございます。今回令和3年12月期に引き下げした場合の調整額を今回まとめて令和4年6月で調整するといったものでございます。具体的に申しますと説明資料8ページにそれぞれ職員の区分ごとに100分の1という表がございます。一番上の一般職の例で申しますと、昨年の人事院勧告では年月給では引き上げ引き下げなく、期末手当について一般職で100分の15月といったこととございました。ですので、令和4年度以降については100分の15を半分に分けて100分の7.5ずつが引き下げられるといったこととございますけれども、6月期については附則の第2項によりまして、100分の15月がさらに引き下げされるといったこととございますので、6月期には改正案で100分の120となっていますけれども、実際は100分の105になるといったところとございますが、ただ、率を掛けられる額というのが1月に昇給している場合が多いですので、若干異なるんですけれども、大まかに言えば6月は100分の105、12月は120といったこととなるものでございます。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。今川委員。

◎今川 悟委員 100分の15マイナスというところが2年連続続いて、それを今回まとめて調整しながらやるということで理解していいんですね。（「はい」の声あり）では、実際削減額は、これによって金額的な部分は試算されていると思うので、平均的な職員でこのくらい影響があるみたいなものがあったら説明をお願いします。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 一般職の部分で申し上げますと、期末手当で申し上げますと、年間の数字で申し上げますと率の改定によるものが6,300万ほどで、今回の特例措置によるものが6,200万ほどでございますので、併せますと1億2,500万ほどといったこととございますが、1人当たりの平均で言いますと、期末手当では10万5,000円ほどが減となったところとございます。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎**今川 悟委員** 今一般職だけの話ですけれども再任用とか全体の部分も。

◎**委員長（菅原雄治君）** 人事課長、藤村克郎君。

◎**人事課長（藤村克郎君）** 市長、副市長などの特別職、一般職ですとか再任用、会計年度も含めたトータルでお話ししますと、期末手当での影響額は1億5,200万円ほど。あと実際は共済費の負担金というのでも2,900万ほどございますので、合計の金額、1億8,000万弱ほどでございます。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎**今川 悟委員** これを適用するにあたって今回は特にコロナとかそういう議論は庁内でなかったんですか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 人事課長、藤村克郎君。

◎**人事課長（藤村克郎君）** おととしてでしょうか、同様の質問があったかと思います。コロナに関してもいろいろな交付金なども出ているといったこともございますし、あと職員の給与に関しては国公準拠といったことでできておりましたので、そういった取扱いとさせていただいているところでございます。

以上でございます。

◎**委員長（菅原雄治君）** その他ございませんか。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これにて討論を終結いたします。

議案第9号について採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎**委員長（菅原雄治君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

（6）議案第7号 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎**委員長（菅原雄治君）** 続きまして、（6）議案第7号 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。総務部長、池田 修君。

◎**総務部長（池田 修君）** それでは、議案第7号 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本会議で御説明した内容のとおりでございますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。及川委員。

◎及川善賢委員 先ほど議場で育児休暇をしているのが25人中男性が1人ということ答弁がありましたけれども、気仙沼市の場合はこれを当てはめると、こういう状況の25人中1人というのは好ましいのでしょうか。どうなんですか。この条例をすることによって一段と職員が取りやすくなるという方向に動くのでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 大きな流れとしましては、育児を母親だけではなくて父親と共にやっていくというのが大きな流れ。そのためにも育児休業の制度の拡充がこれまでも図られてきている、今回の改正も含めて図られてきているという状況だと思います。少子化の状況も踏まえてといったことだと思いますので、男性職員にある状況が本市にとりましていい状況だとは当然思っておりますので、今回の提案の中にもありますように、意思確認をしっかりとしていく。制度の説明などしながらしっかりとっていくといった部分、あとは安心して、その期間にもよると思うんですけども、代替え職員の補充とかそういった部分、安心して休めるかどうかというところも含めてしっかり意思確認・制度説明をしてまいりたいと考えております。

◎委員長（菅原雄治君） 及川委員。

◎及川善賢委員 会計年度職員も含めての条例だということですが、ぜひいい方向に少しゆとりを持ってすぐ補充できるような体制づくりでやってほしいと思ひます。いかがでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） おっしゃるとおりでございますので、女性職員ですと産前休暇がありますから、ある程度前から分かっているんですけども、男性職員については先ほど議場でも答弁いたしましたように、申出があつてからの確認といったところもございましたので、そこは奥さんが妊娠・出産を控えているといったような状況からしっかりと把握しながら育児休業の制度の説明、意思確認をしてまいりたいと考えております。

◎委員長（菅原雄治君） 及川委員。

◎及川善賢委員 時代の流れでそういうものが必要だという時代であります。人事課長、よろしくお願ひします。

以上です。

◎委員長（菅原雄治君） 佐藤委員。

◎佐藤健治委員 先ほど本会議場で市長が答弁した中でアンケートをとつた結果、男性も、あと父親

に育児休業に関するケアする必要があるというアンケートをとったというのはちょっとはずれかもしれませんが、そのアンケートの中でこれに関してもうちょっと補足でこういうアンケートの結果があったから、このように今後少子化対策で進めるんだなという、そういうのが何かあったら。説明ありますか。これに関する説明と離れるんですけども、そういうアンケートの結果私も分からないので、先ほど市長が答弁した1つしか分からなかったもので、何点かこうなって育児休業に対する条例に反映されているんだということがあれば教えてもらいたいと思うんですけども、何かありますか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 申し訳ございません、そこは職員に対してのアンケートという部分でございまして、人口減少の関係での市民に向けてのアンケートの中の項目と思われます。ただ、女性の育児の負担とかという部分は、それは市民の方でも職員であろうともそこは共通の部分だと思っておりますので、すみません、直接的なお返事にはなっていないかもしれませんが、そこまでこちらも目を通していないという部分がありますが、そういったところはしっかり確認しながら、あとは国の動向を踏まえながら対応してまいりたいと考えています。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉委員。

◎千葉慶人委員 第22条に関して伺います（2）と（3）は分かるんですけども、（1）の職員に対する育児休業に係る研修の実施というのは、これはどういう意味なのか。この育児休業の中身を知らしめることなのか。そうであれば広報かと思えますし、「研修」という意味が分かりません。これを教えていただきたいと思えます。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 国のほうでも内容同様のもので、今回も国に合わせて改正しているところでございます。国のほうでも人事院規則の中で研修のところ項目でございます。まずもっては制度は説明をしっかりと行ったところもちろんそうでございますし、あとは先ほど議場で、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援という部分の研修ということが国から示されているところでございます。具体的な内容というのはこれからになりますが、両立支援という部分、その研修をほかのところの動向も見ながら、国の動きを見ながらそこはこちらでも研究しながら対応してまいりたいと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉委員。

◎千葉慶人委員 広報とか内容の周知徹底というのは分かるんですけども、あえて研修となったのには要は対象者に対する研修なのか、それとも周囲が研修してフォローをするためなのかよくわか

らなかつたので、これ自体が平成18年に条例としてやっていますので、利用者が少ない云々というのはこれは今お話になりましたが大変失礼ですが、数年がたってまたその程度ということは、国がこうだから私たちもやりましたということだったのかと思います。ですから、今の研修という言葉に関しても国の文言があったからということは今説明いただきましたけれども、文言があつてやるのであればどういふことをやるのかということをしてできれば今回上程するに当たつて検討していただきたいと思いますが、今後進めていくということですので、そこをしっかりと文書だけではなくて、その意味するところをやつていただければと思います。要望です。

◎委員長（菅原雄治君） 池田部長、何かありますか。

◎総務部長（池田 修君） おっしゃるとおり、子育てしやすい環境づくりというのは今後ますます本市職員だけではなくて、市内の各職場でも重要になってくると思われまふ。市の環境づくりを率先して行つて、これがひいては次第に波及するやうな形、あるいは子育て支援ひいては人口減少にまでの対策という一貫としても大変重要でございますので、今後具現化してまいりたいと思ひます。

◎委員長（菅原雄治君） その他。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これにて討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めまふ。よつて、議案第7号は原案どおり可決すべきものと決しました。

（7）議案第10号 気仙沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎委員長（菅原雄治君） 続きまして、（7）議案第10号 気仙沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。当局の補足説明を求めまふ。総務部長、池田 修君。

◎総務部長（池田 修君） 議案第10号 気仙沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、本会議で説明した内容のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これにて討論を終結いたします。

議案第10号について採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎委員長（菅原雄治君） 以上で、当委員会に付託された議案の審査が終了いたしました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

当局職員退出のため、暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時42分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

[その他]

◎委員長（菅原雄治君） 次に、4その他、何かございますか。（「なし」の声あり）

なければ、以上で、協議の一切終了移いたしましたので、これにて、総務教育常任委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 1時43分 閉会

令和4年5月18日

気仙沼市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する

総務教育常任委員会 委員長 菅原雄治